

決議案第7号

市長及び職員と補助金交付団体役員との不適切な交際を解明する調査に関する決議案について

標記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年12月14日

取手市議会議長

入江洋一 殿

提出者 取手市議会議員 細谷典男

〃 〃 加増充子

〔提案理由〕

市民からの疑念を解明するため。

## 市長及び職員と補助金交付団体役員との不適切な交際を解明する調査に関する決議案

### 1 調査事項

本議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

- (1) 平成28年6月2日から3日にかけて大阪及び京都方面への市長及び職員による研修等参加における出張等に関する事項
- (2) 創業支援事業に関する事項

### 2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条及び委員会条例第6条の規定により委員12人からなる市長及び職員と補助金交付団体役員との不適切な交際を解明する100条調査特別委員会を設置して、これに付託するものとする。

### 3. 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限及びこれに伴う必要な権限を上記特別委員会に委任する。

### 4. 調査期限

上記特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

### 5. 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては、60万円以内とする。

以上、決議する。

平成30年12月 日

茨城県取手市議会